

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 1 号
受 理 年 月 日	平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日
件 名	高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情
陳情者の住所及び氏名	群馬県桐生市相生町 3 - 1 2 0 - 6 特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会 理事長 湯木智子
陳 情 の 要 旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>桐生市議会が、国会及び政府に対し、高齢者の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情する。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢化が進行する我が国において、65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、平成25年度では全体の約3割と大きな割合を占め、平成20年度から平成25年度までの増加率は6割強と、高齢者人口増を大きく上回るペースで増加している。独り暮らしの高齢者などを狙って、突然の訪問や電話により、判断能力の低下や断りにくい状況につけ入り、不本意な契約をさせる業者は、後を絶たない。こうした被害に合いやすい消費者の被害を未然に防止するとともに被害の救済を図ることができる実効的な法制度を実現することが急務である。</li> <li>2 現在、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会において、特定商取引に関する法律の改正に関する議論がなされている。その中で、事前に訪問あるいは電話による勧誘を拒否する意思を表示した者に対し、勧誘を禁止するような制度を導入すべきか否かが議論されている。 <p>現行法では、事業者が直接、勧誘を受けたくないという意思を表示した場合に再度、勧誘することを禁止しているが、一度事業者と接触して拒絶することは、難しく、結果として、消費者が、断り切れずに不本意な契約をしてしまうことが少なくない。</p> <p>また、近時の消費者庁の調査によれば、消費者の96%以上が訪問販売、電話勧誘を「全く受けたくない」と回答しており、望まない訪問や電話による勧誘は、消費者の私生活の平穩を害するものであるともいえる。</p> <p>消費者の私生活の平穩を維持するとともに、不本意な契約を締結してしまう危険から、高齢者をはじめとする消費者を保護するため、事前拒否者に対する勧誘禁止制度を速やかに導入すべきである。</p> </li> <li>3 また、同様に消費者契約法の改正に関する議論も進められている。その中で、消費者が合理的な判断を行うことができない状況を利用して締結した契約について、消費者が取り消すことができる制度や、取消行使期間の延長、無効となる契約条項を明確にすることなどが検討されている。</li> </ol>

陳情の要旨	<p>現行の消費者契約法では、判断能力の不足や執拗な勧誘・粗暴・乱暴な言動に乗じて契約をさせられても、取り消すことができる規定がない。そのため、高齢者社会の中で、被害予防や救済が十分できないおそれがある。</p> <p>よって、消費者の被害救済が実効的に図られるよう、消費者契約法を見直す必要がある。</p> <p>4 以上の理由により、高齢者をはじめとする消費者の安心安全な生活を確保するため、貴議会に陳情するものである。</p>
付託委員会	教育民生委員会
審査結果	